

介 護 保 険

福祉用具購入費 支給申請のご案内

(平成30年8月1日版)

綾瀬市 福祉部 高齢介護課 介護保険担当

TEL 0467-70-5636

1 介護保険福祉用具購入費支給のご案内

介護保険制度では、要支援・要介護認定を受けた方が、指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者から日常生活の自立のために次の福祉用具を購入した場合、購入費用10万円まで（年度でリセット）について、福祉用具購入費の支給申請をすることができます。（保険給付9割9万円、8割8万円、又は7割7万円）。10万円を超えた福祉用具購入の場合、超えた部分の費用は、全額自己負担となります。

2 介護保険で保険給付の対象となる福祉用具の種類

(1) 腰掛便座

- ・ 和式便器の上において腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換して高さを補うものを含む。）。
- ・ 洋式便器の上において高さを補うもの。
- ・ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ・ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室で利用可能なものに限る。）。

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 入浴補助用具

- ・ 入浴用いす
座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
- ・ 浴槽用手すり
浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
- ・ 浴槽内いす
浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
- ・ 入浴台
浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

- ・ 浴室内すのこ
浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることのできるものに限る。
- ・ 浴槽内すのこ
浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
- ・ 入浴用介助ベルト
居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(4) 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のための工事を伴わないもの（居室において必要があれば入浴が可能なものに限る。）。

(5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの。

3 支給申請に必要な書類及び留意事項

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- (2) 領収証 ※原本（窓口でコピー後返却します。）
- (3) パンフレット（コピー可）
- (4) 請求書
- (5) 綾瀬市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る委任状（償還払の場合は不要）
- (6) ケアプラン若しくは特定（介護予防）福祉用具購入計画
※(1)の「福祉用具が必要な理由」を省略する場合のみ必要

【留意事項】

- ・ 指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者から特定（介護予防）福祉用具を購入した場合のみ給付対象となります。
- ・ 同一種目の特定福祉用具購入については、既に購入した特定（介護予防）福祉用具が破損した場合、居宅要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給が必要と認められた場合のみ給付の対象となります。